

令和2年度第10回東区協議会 次第

日時：令和3年3月25日（木）午後1時30分から

会場：東区役所 31、32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）（案）の
パブリック・コメント実施について **【子育て支援課】**

(2) 報告事項について

令和3年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について **【東区・区振興課】**

(3) 地域課題について

4 その他

(1) 各課からの連絡

(2) 4月の開催予定 令和3年4月27日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32 会議室

5月の開催予定 令和3年5月24日（月）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32 会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は平成28年度に子どもの貧困対策支援体制整備計画として「子どもの未来サポートプロジェクト」(以下「前プロジェクト」)を策定し、地域と連携した子どもの自立支援に取り組んできた。 令和元年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。 本計画は、改正内容に対応するため、小学5年生と中学2年生の子どもとその保護者、ひとり親、支援者に対する実態調査により把握した現状や有識者の意見を踏まえて、様々な課題の解決に向けた本市の取り組み方策等を示したものに前プロジェクトを見直し、改定するものである。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>○計画概要</p> <p>1 「子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)」の構成</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>第2章 子どもの貧困の現状と課題</p> <p>第3章 計画の基本的な考え方</p> <p>第4章 施策の展開</p> <p>第5章 計画の推進</p> <p>2 計画の期間</p> <p>上位計画の「浜松市総合計画」や「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」の終期が令和6年度末であることを踏まえ、令和3年10月から令和7年3月までを計画期間とする。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>①パブリック・コメントを実施(案の公表、意見募集)</p> <p>[期間] 令和3年4月15日(木)～5月14日(金)</p> <p>②意見募集結果及び市の考え方を公表</p> <p>[時期] 令和3年8月</p>				
担当課	子育て支援課	担当者	宮木 典子	電話	457-2793

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

困窮する保護者に対し、手当・助成・貸付等の支援により子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、就業状況の改善に伴う収入の確保や、子育ての不安を解消する相談支援に取り組むことで、子どもの生活の拠り所である家庭の機能を改善させ、生活基盤の安定につなげます。

保護者の課題

困窮している保護者は、

- 家計のひっ迫により、生活費や子どもの教育費に影響が出ている
- 正規雇用の割合が低く、所得が安定しない
- 悩みを抱え、孤立している
- 支援が行き届いていない
- 支援制度を知らない
- ひとり親家庭は特に困窮している

傾向が見られます。

取り組む施策

(施策4) 生活を安定させる経済的支援

- ① 手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減
- ② 生活困窮家庭への経済的課題の解消支援
- ③ ひとり親家庭への経済的課題の解消支援

(施策5) 保護者の就業を支える就労支援

- ① 家庭と就業との両立支援
- ② 生活困窮家庭への就労支援
- ③ ひとり親家庭への就労支援

(施策6) 保護者を孤立させない相談支援

- ① 妊娠期からの切れ目ない子育て支援
- ② 相談窓口や支援制度の周知
- ③ ひとり親家庭への生活支援

生活に困難を抱えている家庭の問題解決のため、子どもや家庭に身近な地域や学校等で困りごとを早期に発見し、関係機関や行政等の専門機関と連携して、支援や公的体制につないでいく体制を整えます。子どもの将来に大きな影響を与える貧困問題について、正しい理解が進むように広く啓発するとともに、地域住民や地元企業が子どもの支援に参画しやすい環境の整備を行います。

支援体制の課題

貧困問題は、

- 困っている人ほど、困窮していることを表に出さない
- 周りの大人が、気づきにくい
- 支援者間の情報共有が難しい
- 子どもの貧困問題が正しく認識されていない

傾向が見られます。

取り組む施策

(施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり

- ① 子どもの支援者への啓発や研修体制の充実
- ② 子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成
- ③ つながりやすい相談窓口の設置

(施策8) 子ども支援のネットワークの充実

- ① 教育と福祉の連携強化
- ② 支援団体と行政機関の連携強化
- ③ 支援する人材・体制づくり

(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成

- ① 子どもの貧困問題に関する理解の促進
- ② 子ども支援活動の情報発信
- ③ 民間企業と地域活動の連携強化

1 子どもの貧困の問題

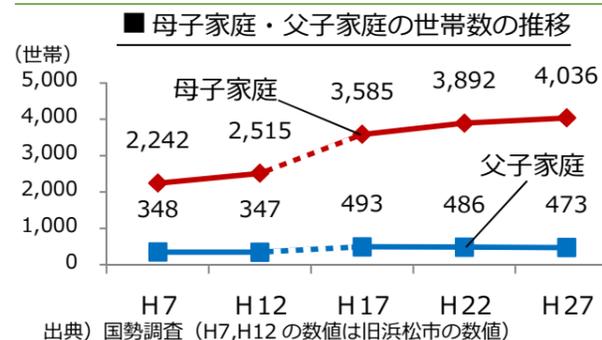
- 経済的な困窮により、一般家庭が比較的できていること*ができない子どもがいます。
(※自分の勉強机がある、必要な学用品をそろえる、高校へ進学する、家族で旅行に出かけるなど)
- 保護者の就労時間の長さや心身の不調などにより、本来家庭内で保護者からも伝えたい生活習慣や学習習慣、社会性等を習得できない子どもがいます。

このような困窮状態にある家庭で育った子どもは、将来大人になった時に、再び困窮状態になりやすい傾向があり、『貧困の世代間連鎖』が生じています。

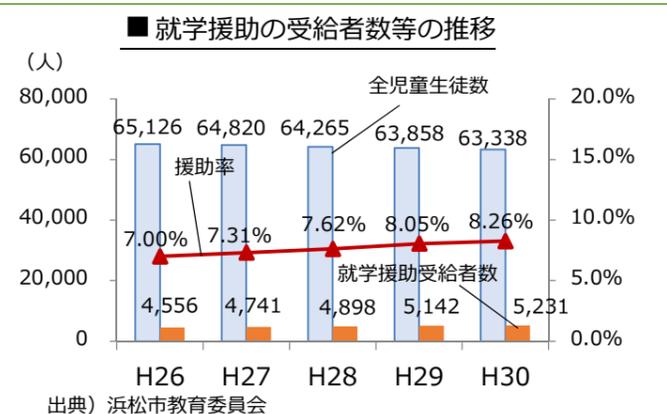
2 本市の子どもを取り巻く状況

- 子どもの貧困の状況把握と対策の検討のため、統計データの分析や子どもの生活実態調査、ひとり親家庭に対する実態調査、子どもに関わる支援者にアンケート調査を行いました。

統計データ



◎母子家庭は、増加傾向にあります。

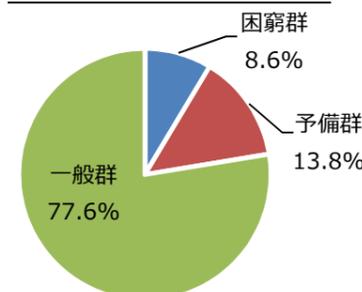


◎就学援助率は、増加傾向にあります。

子どもの生活実態調査

★所得の状況 (世帯人員で調整した所得状況から次の3群に分け分析) 【有効回答 2,779 世帯】

■ 経済的困窮状況 (全体)



- ▶ 生活困窮群 (困窮群)：等価可処分所得*1が所得中央値*2の1/2以下相当
- ▶ 生活困窮予備群 (予備群)：等価可処分所得が所得中央値の1/2超3/4以下相当
- ▶ 一般群 (一般群)：等価可処分所得が所得中央値の3/4超相当

*1 世帯所得等を「世帯人員の平方根」で除した値 (国民生活基礎調査の基準)
*2 等価可処分所得を少ない順に並べて、真ん中の順位の人額。本調査では、平成30年国民生活基礎調査時の所得中央値253万円を、群区分の基準値とした。

★世帯構成の状況 (ひとり親かふたり親かで2群に分け分析) 【有効回答 3,059 世帯】

■ ひとり親とふたり親の割合



■ 経済的困窮状況 (ひとり親家庭のみ)

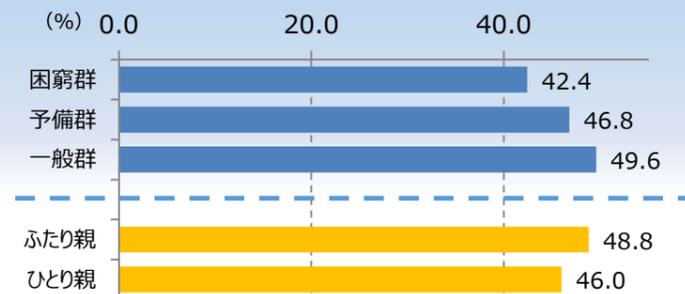
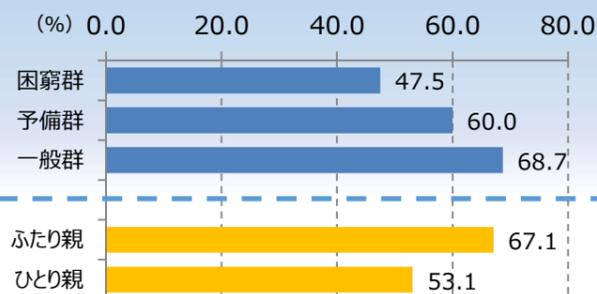


◎一定基準 (等価可処分所得が所得中央値の1/2以下：いわゆる貧困線) を下回る人は8.6%です。
【H30 全国調査での割合は13.5%】
◎ひとり親家庭においては、一定水準を下回る人は41.7%と高くなっています。
【H30 全国調査での割合は48.1%】

☆子どもの状況

■ 授業の理解度（いつもわかる、だいたいわかる）

■ 起床（学校がある日に決まった時間に起きることができる）



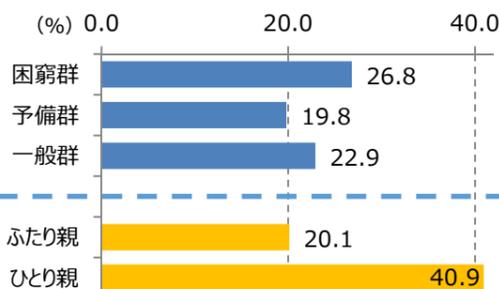
◎経済的に困窮している子どもは、学習が遅れやすい傾向があります。

◎経済的に困窮している子どもは、生活習慣が乱れやすい傾向があります。

☆保護者の状況

■ 仕事からの帰宅時間が18時を超える（仕事をしている母親の回答）

■ 過去1年間でできなかったこと



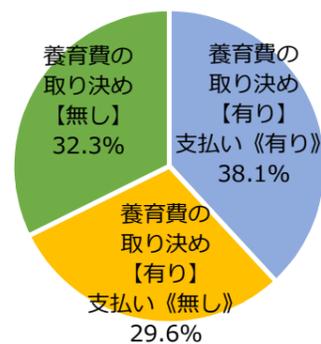
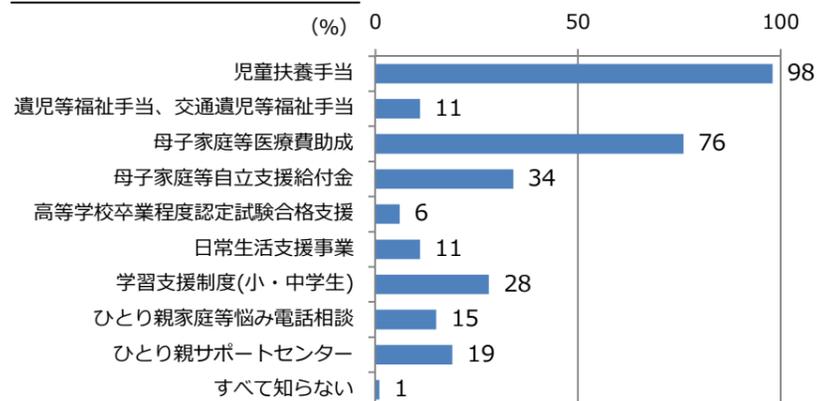
	困窮群	予備群	一般群	ふたり親	ひとり親
必要な食料品を買えなかった	7.1%	4.7%	0.6%	1.1%	6.5%
光熱費の支払いを滞納した	6.7%	4.7%	0.6%	1.3%	5.6%
税金・健康保険料等の支払いを滞納した	13.4%	6.2%	1.1%	2.5%	6.8%
医療機関の受診できなかった	8.4%	4.9%	1.0%	1.6%	6.8%
趣味やレジャーに行けなかった	28.6%	20.0%	7.1%	9.0%	25.0%

◎帰宅時間が遅く、子どもと関わる時間が取れない家庭があります。
◎衣食住など基本的な生活の維持が困難になっている世帯が一定数ありました。また、生活を豊かにする趣味等にお金をかけられないことが分かります。

ひとり親家庭に対する実態調査

■ ひとり親支援制度の認知度

■ 子どもの養育費の受け取り状況



◎ひとり親向けの支援サービスの認知度が低い傾向があります。
◎子どもの養育費を受け取っている世帯は4割を下回っています。養育費の取り決めがない世帯は、3割を超えています。

支援者アンケート

★主な意見

- ▶ 服装など外見からは困窮していることが分からないが、困っている子どもがいる。
- ▶ 困窮している保護者は、情報を得る力が弱いので支援に結びつきにくい。
- ▶ 子どもが困ったら、地域の大人に気軽に相談できる環境づくりが必要。
- ▶ 学習支援教室や子ども食堂の取り組みをバックアップする仕組みや支え手が必要。

3 計画の基本的な考え方

目指す姿

すべての子どもが、ひととまちに支えられ、夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会

家庭の経済的困窮がもたらす生活環境の悪化や教育機会の制限、体験機会の喪失などは、子どもの頑張ろうとする意欲や社会的つながりを弱め、学力、生活習慣、社会性などの将来を切り開く力の習得に影響を及ぼし、子どもの将来の自立を難しくしてしまいます。

これらは子ども自身や家庭の力のみで解決することは難しいため、**行政や学校等、そして地域など、子どもに関わる様々な主体が連携して、困難な状況にある子どもとその家庭を支援する**必要があります。

このことを実現するため、上記の目指す姿を掲げ、子どもの生活や成長を「ひと」や「まち」が支えることで、家庭の状況に関わらず、将来に向かって自分の可能性を広げることができるまちづくりを目指します。

● 計画を推進するうえで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」にて、分野横断的に取り組む基本的な方針が示されたことから、その方針を踏まえた次の3つの視点を持って、本計画を推進します。

視点Ⅰ 親から子どもへの貧困の世代間連鎖を防止する

視点Ⅱ 親の妊娠期から子どもの社会的自立まで、切れ目ない支援体制を構築する

視点Ⅲ 支援が届きにくい子ども、家庭に配慮した対策を講じる

4 施策の展開（具体的な支援）

● 本計画では、次の3つの分野ごとに施策を推進することで、目指す姿の実現を図ります。

分野 1

子ども

基本方針

子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

すべての子どもが、生まれ育った家庭の環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるように、子どもの現在の生活環境等を改善するとともに、子ども自身の能力や可能性を広げるために必要な「学び」や「経験」等を積み重ねることのできる機会を提供するなど、将来の自立に向けた「生きる力」の育成に努めます。

子どもの課題

困窮している子どもは、

- 学習や進学の意欲が弱い
- 健康、食生活、生活習慣が乱れやすい
- 悩みを抱えがちである
- 社会性が身につけにくい
- 自己肯定感が低い

傾向が見られます。

取り組む施策

（施策1）子どもの学びを支える教育支援

- ① 質の高い幼児教育・保育の提供
- ② 学校教育等における学力保障
- ③ 地域と連携した学びを支える取り組み

（施策2）子どもの育ちを支える生活支援

- ① 子どもの健康を支える取り組み
- ② 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み
- ③ 子どもの悩みに寄り添い支える取り組み

（施策3）子どもの将来を支える自立支援

- ① 社会性習得のための体験や活動機会の提供
- ② 子どもの進学や就労を支援する取り組み
- ③ 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和3年度浜松市予算編成における東区役所費に関しては、9月開催の区協議会にて諮問を行い、10月開催の区協議会において答申を得た。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>令和3年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について報告するもの。</p> <p>詳細は別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	知久 正幸	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度東区役所費 当初予算案の概要

東区役所

(単位：千円)

	R3年度当初 予算額(案) A	R2年度当初 予算額 B	増減 (A-B)	内 容
東区役所費	200,738	197,434	3,304	
人件費（附属機関の委員等）	2,031	2,031	0	区協議会委員報酬
人件費（嘱託）	10	10	0	協働センターにおける職員不在時の施設利用許可業務に対応するため、施設の管理運営業務に従事するシルバー人材センターの会員を会計年度任用職員（利用許可業務に従事する時間に限り）として任用し、認可業務を行わせるもの。
区管理運営事業	49,789	49,939	△ 150	庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	46,437	48,911	△ 2,474	天竜協働センターほか4館の維持管理経費
区協議会運営事業	334	334	0	区協議会に係る事務経費
地域力向上事業	9,389	7,969	1,420	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民提案による住みよい地域づくり助成事業 ・ 区民活動・文化振興事業 ・ 区課題解決事業
行政連絡文書配布事業	49,294	49,453	△ 159	行政文書の配布に係る経費
自治会振興事業	38,387	33,680	4,707	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会集会所整備費助成事業 ・ 防犯灯設置維持管理費助成事業
俳句の里づくり事業	3,895	3,935	△ 40	十湖賞俳句大会や小中高校俳句講座開催等の経費
中野町煙火大会開催事業(負担金)	1,172	1,172	0	中野町煙火大会の警備及び環境保全に係る負担金

令和3年度地域力向上事業一覧

【助成事業】

	R3年度当初 予算額(案) A	R2年度当初 予算額 B	増減 (A-B)
市民協働による住みよい地域づくり助成事業(補助金)	2,000	2,500	△ 500

【区民活動・文化振興事業】

事業名	R3年度当初 予算額(案) A	R2年度当初 予算額 B	増減 (A-B)
1 『東区・家康公ゆかりの里』推進事業	646	646	0
2 アグレミーナ浜松とのふれあい交流事業	275	275	0
3 東区大型商業施設との連携事業 おじいちゃん、おばあちゃんのための作品展	205	205	0
4 東区地域福祉講演会	430	430	0
5 【新規】スマホでスタンプラリー～東区の歴史や文化を知ろう！～	1,513	0	1,513
6 【新規】東区大型商業施設との連携事業 高齢者いきいきフェアin東区 ※ No.8のリニューアル事業	585	0	585
7 【終了】東区出身！金原明善の軌跡を巡るツアー	0	231	△ 231
8 【終了】東区大型商業施設との連携事業 いろいろな介護ロボットを体感しよう！	0	585	△ 585
計	3,654	2,372	1,282

【区課題解決事業】

事業名	R3年度当初 予算額(案) A	R2年度当初 予算額 B	増減 (A-B)
1 ～交通事故ワースト1脱出作戦～ 東区 交通安全声かけ運動	788	788	0
2 スタントマンの実演による交通安全自転車教室	940	940	0
3 公用車を活用した東区交通事故ワースト1脱出作戦	178	178	0
4 第2種協働センターを核とした地域課題解決事業	750	500	250
5 【新規】健康づくり応援事業 ※ No.9のリニューアル事業	287	0	287
6 【臨時】ウォーキング&お散歩マップ作成事業	792	0	792
7 【終了】そうだ！備蓄について考え直そう！！(家庭でできる身近な防災)	0	353	△ 353
8 【終了】乳幼児健診受診率向上事業	0	134	△ 134
9 【終了】健康力アップ in 東区	0	204	△ 204
計	3,735	3,097	638

合計 9,389 7,969 1,420

令和3年度 東区主要事業の概要

東区役所

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
分野別計画1 産業経済			
①世界の一步先を行く産業・サービスの創造（産業部）			
総合産業展示館改修事業 (319,820千円) 債務負担行為 事 項：総合産業展示館大規模改修事業費 限度額：920,400千円 期 限：令和4年度まで 事 項：総合産業展示館ユニバーサル デザイン化整備事業費 限度額：30,500千円 期 限：令和4年度まで	老朽化した総合産業展示館の改修を行い、各種見本市等の会場として安心・安全な施設利用を図る 本館は大規模改修を行い、北館は施設の継続に必要な改修工事を実施 ・本館大規模改修・UD化工事 ・北館屋内階段アスベスト除去工事後塗装改修 ・北館屋内階段照明LED化工事 など ※令和3年度 北館工事 令和3～4年度 本館大規模改修 本館は令和3～4年度は休館、令和5年1月再開予定	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）1頁
分野別計画2 子育て・教育			
①子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり（こども家庭部）			
私立保育所等施設整備費助成事業 (683,912千円)	保育所等利用待機児童解消のため、認定こども園の創設等により定員の拡大を図る ○（仮）花園こども園など創設4施設、増築1施設、令和4年度に定員410人増 （東区）認定こども園 遊歩の丘かみにしこども園 令和4年4月から定員80人増予定（120→200人）	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）2頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
分野別計画2 子育て・教育			
②市民協働による未来創造へのひとつづくり（学校教育部）			
コミュニティ・スクール推進事業 (39,255千円)	学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営に取り組む コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の推進 令和3年度から新たに小中学校40校40協議会を導入 （東区）令和3年度新規予定：与進北小 ※与進小、豊西小、笠井小、中郡小、笠井中は導入済	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）3頁
放課後児童会運営支援事業 (1,171,410千円) 債務負担行為 事 項：放課後児童会運営業務委託費 限度額：1,509,633千円 期 限：令和5年度まで	負担金方式と委託方式が混在する放課後児童会の運営方式について、市が実施主体となる委託方式へ統一するために令和元年度から運営委託化モデル事業を実施 ○全市162か所、定員7,228人 うちモデル委託対象放課後児童会 31か所 （東区）R3年度新規導入：よしん第4放課後児童会、よしん第5放課後児童会、和田っ子第3放課後児童会 ※与進小第1～第3、和田小第1～第2は既にモデル委託対象放課後児童会、R3新規増設する児童会も同様に委託対象放課後児童会となる	継続	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）4頁
放課後児童会待機児童の解消 (511,872千円)	児童の安全確保の観点から、放課後児童会の開設場所は学校施設の活用を基本とするが、早期の待機児童解消のため、必要に応じて近隣施設の活用及び敷地内の専用施設の整備を行う ○北浜小学校放課後児童会（消防団庁舎との複合施設）など5か所 （東区）有玉小学校放課後児童会 定員100人、供用開始予定：令和4年4月	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）5頁
小中学校学習者用タブレット型端末等整備事業 (1,254,736千円)	小中学校における教育の情報化に向け、令和4年度末までに全児童生徒へ学習者用タブレット型端末を1人1台配備 ○令和3年度中に中学生1人1台配備完了 R3配備数：約9千台（小学校約3千台、中学校約6千台）	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）6頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	新規・継続の別	備 考
分野別計画 3 安全・安心・快適			
②安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会づくり（市民部（市民生活課））			
マイナンバーカード交付促進事業 (35,570千円)	マイナンバーカード交付需要の高まりに対応するため、区役所の職員の増員を行い、日曜カード交付のオンライン予約を導入する	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）7頁
④安全な生活基盤づくり（土木部）			
交通事故ワースト1脱出事業 (1,145,300千円)	<p>重大事故に繋がる危険性の高い交差点における交通事故未然防止策や区画線の修繕及び緊急性の高い通学路の安全対策の実施</p> <p>1 交差点リフレッシュ事業 ・道路法定外表示（止まれの設置） ・交差点前後及び単路部の区画線更新（市内一円）</p> <p>2 交差点等事故削減対策 ・宮竹町149-4～宮竹交差点（宮竹町） ・薬師東交差点（薬師町） ・薬師町79-2交差点（薬師町） ・子安北交差点～宮竹町700-3（宮竹町） ・中田町820-1～天王町1700（天王町） ・豊西町1920交差点（豊西町） ・植松町1476交差点（植松町） ・浜松市境（天竜川橋）～天竜川西交差点（中野町） ・薬師東交差点東（北島町772）～北島町815-5（北島町）</p> <p>3 幹線道路における事故危険箇所対策 4 生活道路等における安全対策、ゾーン30対策 5 通学路安全対策 ・有玉北47号線、有玉北55号線、有玉南108号線、天王1号線 ・（県）中野子安線、（市）積志初生線 ※計画検討</p> <p>6 自転車走行空間等整備事業</p>	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）8頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

分野別計画4 環境・エネルギー			
①環境と共生した持続可能な社会の実現（環境部）			
電気自動車普及啓発事業 (28,971千円)	浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、公用車使用に伴う二酸化炭素量の削減を図るため、計画的に電気自動車の導入を進める ○本庁・天竜区を除く各区へ電気自動車6台を配備	新規	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）9頁
分野別計画5 健康・福祉			
②人々の心身の健康と生活を守る医療の充実（健康福祉部（医療担当））			
新型コロナウイルスワクチン接種事業 (3,094,324千円) 2月補正計上 1,097,468千円 合 計 4,191,792千円	令和2年12月の「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律等」の施行により予防接種法上の臨時接種に特例が設けられ、新型コロナウイルス感染症に対する予防接種を市町村において実施し、接種費用全額を国が負担することとする	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）10頁
分野別計画7 地方自治・都市経営			
④将来像を実現する財産運営、財産管理、財源確保の推進（財務部）			
公共建築物長寿命化推進事業 (2,276,352千円)	「浜松市公共建築物長寿命化計画〈一般施設〉」に基づき、計画的な改修を実施することで、建築物の長寿命化を図り、長期的な財政負担を軽減・平準化する ○東区予定箇所 ・総合産業展示館本館(大規模改修) ・積志保育園(大規模改修、耐震補強) ・橋爪幼稚園(外壁、屋根改修) ・東消防署上石田出張所(外壁、屋根改修) ・東消防署有玉出張所(屋根改修)	継続	②令和3年度当初予算案の主要事業（抜粋）11頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

令和2年度東区協議会 交通安全委員会 年間活動報告

- 1 開催日時 第1回 令和2年8月6日(金) 10時～
 第2回 令和2年11月5日(金) 10時～
 第3回 令和3年1月12日(火) 10時～
 第4回 令和3年3月4日(木) 13時30分～

- 2 交通安全委員 委員長：馬塚 繁光 職務代理：齋藤 宣男
 委員：原 利夫、松本 久和、山田 俊明、米山 英二(50音順、敬称略)

- 3 協議テーマ 交差点事故ゼロ ～センターライン3本分、ゆとりの車間で事故防止～

4 活動内容

- (1) 敬老会対象者へ交通安全のチラシ配布：約15,000枚

表面には、2019年の交通事故負傷者数及び遠州弁を用いた交通安全標語を、裏面には交通安全のポイントに記載したチラシを作成し、敬老会対象者全員に配布した。

(表)

(裏)

	浜松市		東区	
	数	増減数	数	増減数
全体	2,892	-188	1,842	-399
65～74歳	789	-70	131	-23
75歳以上	520	-19	81	-9

(2) 各期交通安全運動初日街頭広報に参加

- 日時 【春】新型コロナウイルス感染症感染拡大のため中止
【夏】新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
【秋】令和2年9月18日(金)午前7時20分～午前8時00分
【年末】令和2年12月15日(火)午前7時20分～午前8時00分
※秋及び年末においては、規模を縮小しての実施。
- 場所 流通元町交差点



【年末の交通安全街頭広報の様子】

(3) 交通安全講話の実施(第2回)

- 日時：令和2年11月5日(木)午前10時～11時
- 場所：東区役所33会議室
- 内容：浜松東警察署交通第一課 森田克己係長から、東区管内の交通事故発生件数等の近況報告及び注意点等についての解説をいただいた。
 - ・発生件数は、各年代ともに減少している。
 - ・発生状況は「追突」が約4割、「出会い頭」が約3割を占めている。
 - ・飲酒運転が増加傾向にある。
 - ・自分の身を守るためにドライブレコーダーの装着を推奨する。等々

(4) 交通安全研修会の実施(第3回)

- 日時：令和3年1月12日(火)午前10時～11時
- 場所：東区役所31・32会議室
- 内容：「交通安全研修会」の実施
交通安全指導員より、自転車運転のルール等の説明を受けた後、交通安全指導員の指導のもと交通安全体験(自転車シミュレーター、自動車運転シミュレーター)を実施した。



【(左) 自転車シミュレーター体験、(右) 自動車運転シミュレーター体験】

(5) 交通安全啓発リーフレットの作成 (R2年10月発行)

東区役所(区振興課)と協同で、交通安全啓発リーフレットを作成した。

東区内の事故の特徴や死亡事故状況、改正により厳罰化された交通違反等について、イラストを加えてわかりやすく作成した。また、地域になじみやすい様に、東区協議会長と交通安全委員長のコメントと顔写真を掲載した。



浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 3 年 2 月 28 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	5		5	138	1	170	276	1	347
増減率	1		0.0	-45	1	-58	-58		-91
	25.0		0.0	-24.6	100.0	-25.4	-17.4	0.0	-20.8

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道				17		22	43	-30		56
主要地方道				10		14	19	-19		24
一般県道	2		2	17		23	29	-5		37
市町村道	3		3	82	1	98	166	-7	1	209
その他				12		13	19	3		21

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	9		11	23	-2			27	-6
東区	80		106	157	-40			212	-37
南区	49	1	53	96	-16	1		108	-48

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		1	5	1
中型車			1	-4
準中型車		1	2	-7
普通車	5	131	256	-42
二輪車		1	3	-3
自転車		4	8	-3
歩行者				
その他				

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	2	72	151	-48
管外	1	57	108	-9
管内	2	9	16	-1

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下			1	
16～19歳		8	10	-2
20～24歳		12	26	-13
25～29歳		13	30	-1
30～39歳	2	22	42	-10
40～49歳	1	24	48	-15
50～59歳	2	24	43	-7
60～64歳		9	21	
65歳以上		26	54	-10
不明			1	

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対車両	対(背)面通行中		2	3
	横断中		4	10
	横断歩道		2	4
	その他		2	-1
車両相互	その他		3	7
	小計		11	24
	正面衝突			-3
	追突	3	48	102
車両単独	出会い頭	1	45	90
	追越すれ違い時		2	2
	その他		13	30
	右左折時		16	23
小計	4	124	247	
踏切	1	3	5	
合計	5	138	276	-58

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				2		2	5	4			5	4
園児				2		2	3	-2			3	-3
小学生				4		4	6	-1			6	-2
中学生				3		3	6	2			6	2
高校生				8		7	15	4			14	
高齢者				42	1	22	85	-20	1	1	46	-15
高齢運転				25		33	53	-7		-1	69	-9
歩行者				12	1	11	25	8	1	1	24	7
自転車				16		15	35	-2			34	-3
原付車				7		7	11	-8			11	-10
自二車				7		8	13	-5		-1	14	-7
若者起因				31		43	62	-16			84	-24
初心者				9		12	10	1			13	-6
無免許												
飲酒								-1				-1
交差点	1		1	65	1	80	128	-21	1		161	-38

令和2年度東区協議会 地域防災委員会 年間活動報告

- 1 開催日**
- 第1回 令和2年 7月 28日 (火)
 - 第2回 令和2年 9月 14日 (月)
 - 第3回 令和2年 10月 29日 (木)
 - 第4回 令和2年 12月 14日 (月)
 - 第5回 令和3年 2月 1日 (月)

- 2 地域防災委員** 委員長：小野 敏彦 職務代理：河合 洋子
委員：神谷 幹生、小池 太江子、杉本 ともえ、鈴木 三雄、
鈴木 祐一、眞嶋 理恵 (50音順、敬称略)

- 3 協議テーマ 災害時(風水害)の市の動きと地域住民の動きの確認について
～共通認識を持ち迅速な行動につなげる～**

風水害を中心とした災害時の緊急避難場所開設に至る市の動きを知り、自らの避難行動の参考とするとともに、流れの中における地域住民の状況を確認し、市と住民がお互いの動きを知ることで、災害時の迅速な行動につなげる。

4 活動内容

協議テーマに基づき、今年度は次の活動を行った。

(1) 風水害、地震発生時の市の動きの確認

災害時(風水害、地震)の市の動きを確認し、疑問点など意見交換を行った。

(2) 既存の防災パンフレットの確認

区振興課で配布している防災パンフレットについて掲載内容、配布先、配布方法を確認し、疑問点など意見交換を行った。

(3) 地域防災連携連絡会の開催報告

今年度の地域防災連携連絡会の開催状況について説明を受け、会議で寄せられた質問、意見がどのようなものかを聞いた。

5 課題

地域防災連携連絡会参加者からの質問事項や地域防災委員自身が身近に感じていることとして、様々な防災パンフレットがあるものの、防災に対する意識啓発を地域住民に広く浸透させるのが、とても難しいことであると再認識した。

6 次年度について

次年度については、次の内容を予定している。

- ・広く地域住民に防災に対する意識啓発を浸透させるため、内容や対象を限定した新たな防災パンフレットの作成やその配布先、配布方法について検討する。

令和2年度東区協議会 地域福祉委員会 年間活動報告

- 1 開催日**
- 第1回 令和2年7月20日(月)
 - 第2回 令和2年9月4日(金)
 - 第3回 令和2年11月6日(金)
 - 第4回 令和3年1月15日(金)
 - 第5回 令和3年3月1日(月)
- 2 地域福祉委員** 委員長：清水 猶 職務代理：村松 信子
委員：石津 幸子、河合 よしの、鈴木 康弘、宮下 まゆみ
(50音順・敬称略)

- 3 協議テーマ** 高齢者を取り巻く環境について

4 活動内容

協議テーマに基づき、今年度は次の活動を行った。

- (1) 東警察署生活安全課から、高齢者が巻き込まれる犯罪、高齢者が犯す犯罪、防犯対策(特殊詐欺)について講話を受けた。民生委員と警察との連携のため、「地域警察官による高齢者保護活動の推進要領」の有無、今後の制定の可能性について聴取した。
- (2) 東区健康づくり課から、新型コロナウイルスの感染症予防の基本情報について講話を受けた。感染予防の周知のため、自治会長、民生児童委員へ感染症対策のチラシ配布を健康づくり課へ提案した。
- (3) 東区健康づくり課、東区長寿保険課から、コロナ禍による体力低下や認知症予防のための生活の仕方について講話を受けた。民生児童委員へ新型コロナウイルス流行期の健康づくりに関するパンフレット配布を社会福祉課へ提案した。

5 活動を通じて意見・感想

今年度の活動を振り返り、各委員から以下の意見・感想があった。

- ・講話は、ここにいる委員のみが聞いて終わりではなく、各委員の活動する場において、発信し続けなければならないと思う。
- ・高齢者を狙った特殊詐欺について対策方法など参考になった。防犯対策として電話に出てもお金の話をしないという話があり、固定電話に出る際には注意をしている。
- ・民生児童委員の活動において、高齢者宅への訪問時にリーフレットを指しながら、感染症対策、コロナ禍での健康づくりについて説明ができた。
- ・ガールスカウトの活動をする中で、感染症対策を実践した。野外活動の実施にあたり、調理をせず“おにぎり”持参の活動に変更したり、日帰り活動に変更した。
- ・コロナ禍の中でも、高齢者サロンは活発に活動している。中には、わずかながら感染症に対して意識の低い方がいたが、感染予防をしながら活動する方法を教えることができた。

【裏面あり】

6 その他の意見

各委員から日々の活動を通じて以下の意見があった。

- ・ 周囲の人に何も連絡のないまま施設に入所した方がいた。自治会や隣近所の付き合いもなく把握できなかった。近年、隣近所でも生活の実態がわからない家庭が多い。また、コロナ禍で身近な人との付き合いが希薄になっているのではないか。
- ・ 自治会は任意団体のため強制力がなく、未加入世帯の家庭状況を把握しづらい。
- ・ 共生社会のあり方、地域コミュニティーを見直す必要があるのではないか。
- ・ コミュニティースクールの関係者から現状を聞き理解を深めたらどうか。
- ・ 外国人世帯のゴミ出しルールが守られていない。外国人の世帯またはコミュニティーと相互に理解を深めたらどうか。

7 令和3年度の協議テーマ

各委員が活動する中で共通の問題として挙げた「**地域の共生社会のあり方**」について、令和3年度の協議テーマとして活動していくこととした。

浜 東 区 選 号 外
令和 3 年 3 月 25 日

東区協議会委員 各位

東区選挙管理委員会事務局長
佐藤 宏明

第 20 回静岡県知事選挙における期日前投票所投票立会人のお願い

春暖の候、皆様におかれましては益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和 3 年 6 月 20 日執行予定の第 20 回静岡県知事選挙において、選挙を公正に執行するため、東区協議会委員の皆様へ、期日前投票所の投票立会人のご協力をお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、別紙 回答票のご協力いただける日に「○」印をご記入し、次回 4 月 27 日（火）開催の令和 3 年度第 1 回東区協議会の際にご提出いただきますようお願いいたします。第 1 回の協議会をご欠席される場合は、4 月 27 日（火）までに電話、FAX にてご回答ください。

◆第 20 回静岡県知事選挙概要

投 票 日：令和 3 年 6 月 20 日（日）

期日前投票期間：令和 3 年 6 月 4 日（金）～6 月 19 日（土） 16 日間

実施場所及び従事時間

実施場所	従事時間	
東区役所 6 月 4 日（金）～19 日（土）	前半	8 時 15 分 ～ 14 時 30 分
	後半	14 時 15 分 ～ 20 時 00 分
イオンモール浜松市野 6 月 11 日（金）～13 日（日）	前半	9 時 45 分 ～ 15 時 00 分
	後半	14 時 45 分 ～ 20 時 00 分

投票立会人とは

投票立会人には、市民の代表として適正な選挙が執行されているか確認する立場であるため、投票漏れや不正な行為がないかの監視を行っていただきます。

具体的には、投票所の開閉の立会い、投票者が入場し投票箱に投票用紙を入れ退場するまでの確認、投票録等への署名、投票時間終了後の投票箱封鎖の立会いなどの業務になります。なお、日額報酬として 9,600 円をお支払いいたします。ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。

<東区選挙管理委員会事務局>

期日前・不在グループ

担当：吉垣 幸和、長谷川 光洋

電話：053-424-0204、FAX：053-424-0131

新型コロナウイルスワクチンの接種について

1 ワクチンの種類、回数

- ・現時点では、ファイザー社製のワクチンを2回接種する予定です。
- ・ファイザー社製のワクチンの2回目は、3週間空けて接種します。

2 接種順位と時期

(1) 医療従事者等

- ・国立病院機構等の医療従事者：2月17日から開始
- ・その他の医療従事者：3月5日から開始

(2) 高齢者

- ・令和3年度中に65歳に達する昭和32年4月1日以前に生まれた方

(3) 高齢者以外で基礎疾患を有する方や高齢者施設等で従事している方

(4) 上記以外の方（ファイザー社製のワクチンは満16歳以上）

3 通知

- ・市からご自宅に接種券を郵送する予定です。

4 接種方法

(1) 市内の医療機関での個別接種（主に平日）

(2) 市が設置した会場（公共施設、商業施設など）での集団接種 （主に土曜、日曜や平日夕方）

(3) 高齢者施設等へ医療関係者が出向く巡回接種

5 予約方法

(1) 市内の医療機関での個別接種を希望する場合

＊詳細な手続きについては、今後お知らせします。

(2) 市が設置した会場（公共施設、商業施設など）での集団接種を希望する場合

＊市から通知が来てから、①又は②の方法で予約をお願いします。

① コールセンターへの電話

- ・電話番号：0120-319-567（無料通話）
- ・受付時間：午前9時から午後5時まで
（6月末までは土日、祝日も開設予定）

② LINE（ライン）又はインターネットによる予約システム入力

- ・受付時間：24時間休みなし（開始時期は未定です。）

6 集団接種の流れ（2月27日の模擬訓練の例）

- (1) 受付（接種券、必要事項を記載した予診票、身分証明書を提示）
- (2) ご自分で腋下体温計により体温を測り、予診票に体温を記入
- (3) 職員に予診票を提示し、職員が記載漏れ、不備がないかを確認
- (4) 医師による予診
- (5) 看護師によるワクチン接種
- (6) 接種券と予診票を職員に提出し、①と②を受け取る。
 - ① 職員が接種券の予防接種済証欄に、接種年月日、接種場所を押印した接種券
 - ② 経過観察の時間を記載した紙
- (7) 待機場所で経過観察（30分又は15分）

*経過観察の時間（30分又は15分）は、医師が予診票を見て判断します。

7 同意の取得

- ・接種は強制ではなく、「感染症予防の効果」と「副反応のリスク」の双方をご理解いただいた上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種を行います。

8 健康被害と救済制度

- ・ワクチン接種による健康被害があった場合には、予防接種法に基づく救済（医療費、障害年金などの支給）を受けることができます。

9 注意事項

- ・ワクチン接種は無料です。ワクチン接種に便乗し、現金を要求したり、個人情報聞き出そうとする不審な電話にご注意ください。

10 相談窓口

- (1) 浜松市でのワクチン接種に関すること
浜松市新型コロナワクチン専用ダイヤル
 - ・電話番号：0120-319-567（通話料無料）
 - ・受付時間：午前9時から午後5時まで
(6月末までは土日、祝日も開設予定)
- (2) 症状があって感染の恐れがある方
新型コロナコールセンター
 - ・電話番号：0120-368-567（通話料無料）
 - ・受付時間：24時間受付



報道発表

区協議会の開催日程（3月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第11回	3月24日 (水) 13:30~	市役所北館 1階101会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町における住居表示の実施及び町の区域の変更について ・(協議)子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和3年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について ・(報告)令和2年度のパブリックコメントの結果について ・その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第10回	3月25日 (木) 13:30~	東区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和3年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・地域課題 ・その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第11回	3月24日 (水) 13:30~	舞阪協働センター 1階ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和3年度西区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第11回	3月25日 (木) 13:30~	南区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町における住居表示の実施及び町の区域の変更について ・(協議)子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和3年度南区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第11回	3月24日 (水) 10:00~	北区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和3年度北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
浜北区協議会	第11回	3月25日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)浜北区協議会委員のリモート出席について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141



天竜区協議会	第11回	3月25日 (木) 14:00~	天竜区役所 2階21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議) 子どもの未来サポートプロジェクト (浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議) 令和3年度天竜区地域力向上事業の提案について ・ その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013
--------	------	------------------------	---------------------	---	---------------	-------------------------------

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*傍聴される場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、下記の点にご協力ください。なお、発熱等の風邪症状のある方は、傍聴をご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ・ マスクの着用
- ・ 手指消毒液の使用 (傍聴者受付に用意しております。)